

## 信徒会規約

2024年3月23日改正施行

### 総則

基督聖協団基本理念に、「私たち聖協団は各個教会が、愛と宣教によって建て上げられるために仕え合います。」とあります。このことは、協団が各教会から成り立っており、各教会が神様から与えられた使命を全うできるために協団が存在し、各教会が互いに仕え合うことが基本であることを指しているのです。このことを含め、使命達成理念として、

- ①聖協団は各教会の使命のために存在する。
  - ②聖協団は各教会が自律的に理念、ビジョン、戦略をもつことに協力する。
  - ③聖協団は各教会の使命達成のために互いに励まし合い、助け合いを促進する。
- とされています。

信徒会は、これらの「基本理念」及び「使命達成理念」に基づいて、ひとりひとりが愛し合うとともに、各教会同士が愛し合い、共同体として宣教に対するビジョンと使命感を分かち合い、ネットワーク化を図ることによって実践力を身に付け、各教会の活性化に寄与及び支援できる組織を目指し、そのための活動を進めるにあたり以下の規約を制定します。

### 第一条（名称）

この会の名称を「基督聖協団信徒会」（以下「信徒会」）とする。

### 第二条（目的）

1. 信徒会のネットワーク化を促進し、信徒による分かち合い等を行う。
2. 基督聖協団教会形成部の各委員や各教会との連携を通して、宣教活動の活性化を図る。
3. 基督聖協団及び基督聖協団の各教会が主催する伝道会、特別集会、弟子訓練、セミナー、キャンプ等の活動及びネットワーク化の充実のため、補助をもって支援する。

### 第三条（所在地）

信徒会の事務局を千葉市中央区椿森2-20-5に置く。

### 第四条（会計年度）

信徒会の会計年度は毎年1月1日から同年12月31日までとする。

## 第五条（会員）

信徒会の会員は、教会会員と個人会員とによって構成する。教会会員とは教会として信徒会に参加する個教会を言い、個人会員とは所属する教会または教会名に関係なく信徒会に参加する信徒個人をいう。

## 第六条（入会）

信徒会への教会会員の新規入会は、入会を希望する教会の役員代表から信徒会会長への申込をもって入会とする。個人会員の新規入会は、入会を希望する信徒から信徒会委員への申込をもって入会とする。個人会員の入会については信徒会委員から信徒会への報告は原則必要としない。

## 第七条（退会）

教会会員の信徒会退会については、退会を希望する教会の役員代表が信徒会会長へ文書にて退会の旨を申し出ることをもって退会とする。個人会員の信徒会退会については、各教会の信徒会委員への退会申し出をもって退会とする。

## 第八条（役員・委員）

### 1. 信徒会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

会計 原則2名（内1名女性）

書記 原則2名（内1名女性）

監査 2名

執行委員 若干名

### 2. 会長の職務

会長は信徒会を代表し運営責任を有する。また臨時総会を開催する権限を有する。また総会において活動方針を報告する。

### 3. 副会長の職務

副会長は信徒会の活動が円滑に行われるよう会長を補佐する。

### 4. 会計の職務

教会会員と個人会員からの会費と献金等の入金及び補助金と経費等の支出を管理し、役員会において前月の収支報告を行う。また次年度の予算（案）を作成し、役員会にて承認を受けた後、総会の審議事項として審議に図る。

### 5. 書記の職務

役員会及び総会等の記録を行う。

#### 6. 監査の職務

会計の監査を行う。

#### 7. 執行役員の職務

全ての役員の補佐を行う。

#### 8. 委員の職務

各教会の代表として信徒会委員を各教会から選出するものとし、委員は以下の職務を行う。

- (1)各教会の信徒会を代表して総会に出席する。またやむ得ぬ理由で出席できない場合は会長宛に委任状を提出する。
- (2)第六及び第七に示す各教会における個人会員の入会及び退会申し出の承諾を行う。
- (3)活動のために補助が必要な場合は会長宛に所定の書式による補助申請を行うとともに、活動終了後遅滞することなく所定の書式により会長宛に結果報告を行う。
- (4)毎月開催される委員連絡会に参加することを原則とする。
- (5)受洗者への聖書等の贈呈を希望する場合は、会長に所定の書式による申請を行う。
- (6)役員会と会員との連絡調整を行うとともに、基督聖協団の集会等における委員相互の交わりと分かち合いに積極的に参加する。
- (7)『「愛と宣教」による建て上げネットワーク』の小冊子作製に協力する

#### 第九条（役員を選出）

役員は第十二条に規定する総会において選出されるものとする。

#### 第十条（役員の任期）

原則二年とする。尚、任期途中で退任については次の総会にて改選されるまで、役員会にて選出した代理役員がこの任務を継続して行うこととする。

#### 第十一条（役員会）

原則毎月1回全役員が出席し、事業計画の施行確認、補助申請の承認、懸案事項の検討等を行う。

#### 第十二条（総会）

この会は毎年一回定期総会を開催し、以下の事項について審議する。

1. 前年度の活動状況及び事務内容、ならびに当該年度の活動計画
2. 前年度の決算、ならびに当該年度の予算

3. 役員任期終了時の改選
4. 規約の改正
5. その他重要事項
6. (総会メンバー)  
役員、信徒会員をもって組織する。総会出席についてはリモートによる出席を認める。
7. (臨時総会)  
臨時総会の開催決定は会長が行う。臨時総会における重要事項審議については会長が全会員への通知が必要と判断した場合は、速やかにこれを行う。
8. (総会の成立)  
定期総会及び臨時総会は、役員と委員の出席（リモートによる参加者を含む）及び委任状の過半数をもって成立する。
9. (議長)  
総会の議長は、会長が務める。ただし、会長がやむ得ない理由で総会に出席できない場合は、その他の役員のうちから互選とする。
10. (決議)  
決議事項は総会出席者と委任状を合わせた数の過半数の同意を以て、決議されるものとする。

#### 第十三条（会費）

個人会員の会費は、一か月一口 100 円とし、口数は、個人会員の意志をもって決定する。教会会員の会費は各教会で決定し、委員または代理の者が、個人会費と教会会費を各教会でまとめて信徒会の口座に原則各月末までに送金することとする。尚、信徒会口座への送金については、個人会員の会費と教会会員の会費を別々に送金してもよい。

#### 第十四条（補助）

第二条に記載する補助については、基督聖協団に所属する教会または信徒であれば、信徒会への加入に関わらず申請を行うことができる。役員会はこの申請を受け付け、これを審議しなければならない。

#### 第十五条（補助の上限）

補助金の上限額については付則または内規にて規定する。

#### 第十六条（規約改正）

この規約は総会で出席者の過半数の同意を以て改正できる。

## 付則

2014年3月23日の本改正後、各条文の一部に変更が生じた場合、また役員の変更が生じた場合はこれを記載する。

## 細則

2014年3月23日の本改正時にはなし。

## 内規

### (補助に関する内規)

1. 基督聖協団伝道会・特別集会及びリモート設備の機材購入に関する補助は、一教会につき一年に一回までを原則とし、内容・予算等を記載した所定の申請書をもって会長に申請し、補助金額はその予算総額の50%以下で上限を5万円とする。
2. 各教会間活動のための補助金額は、内容、予算等を記載した所定の申請書をもって会長に申請し、補助金額は上限を2万円とする。
3. 各教会の信徒が日常的な宣教活動を共同体として行う場合の補助は、その信徒が所属する教会の信徒会委員が所定の申請書をもって会長に申請する。補助は信徒会委員を経由して行う。尚、この場合一教会あたり原則年間5万円を上限とする。
4. 信徒会から補助を受けた教会または信徒は、その活動内容および決算を委員を経由して会長に報告する。

### (補助に関する内規)

1. 教会行事について
  - (1)教会献堂式 祝金として3万円贈る。
  - (2)記念式典 祝金として1万円贈る。
2. 結婚について  
会員および教職者 祝電を贈る。
3. 葬儀について
  - (1)会員 弔電を贈る。
  - (2)委員及び教職者 お花料1万円と弔電一通を贈る。
4. その他の事項に関して、その都度役員会で協議する。